

# 南海トラフ地震防災対策推進地域

## 制度に基づく措置等

区分	根 拠 法 等	指 定 基 準 等	措 置 等	対 象 事 業 等
南海トラフ地震防災対策推進地域	<p>南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法 (制定年月日) 平成14年7月26日 法律第92号</p> <p>(目的) 南海トラフ地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、南海トラフ地震防災対策推進地域の指定、南海トラフ地震防災対策推進基本計画等の作成、南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域の指定、津波避難対策緊急事業計画の作成及びこれに基づく事業に係る財政上の特別の措置について定めるとともに、地震観測施設等の整備等について定めることにより、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)、地震防災対策特別措置法(平成7年法律第111号)その他の地震防災対策に関する法律と相まって、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進を図ることを目的とする。</p>	<p>1 指定基準 中央防災会議「南海トラフの巨大地震モデル検討会」において、南海トラフの巨大地震の中でも最大クラスのものとして設定された断層モデルによる震度、津波の高さなどが、次のいずれかの基準に該当する場合を、推進地域とする指定基準が示された。</p> <p>(1) 震度に関する基準 震度6弱以上(関係都府県等が管轄地域内の防災対策を検討するために個別地域の状況を踏まえて実施した被害想定や防災アセスメントの結果、震度6弱以上となる市町村を含む。)</p> <p>(2) 津波に関する基準 「大津波」(3m以上)が予想される地域のうちこの水位よりも高い海岸堤防がない地域</p> <p>(3) 過去の地震による被害 ○ 過去に発生した南海トラフ地震で、特殊な地形の条件等により大きな被害を受けた地域については、次の南海トラフ地震でも同様の被害を受けないとはいえないため、これを配慮した地域とする。 ○ 「過去に発生した地震により大きな被害を受けた地域」という判断は、確かな古文書・調査記録などに記録された個々の市町村の被害記録を基に、当該地域の揺れを震度階級に換算したものが震度6弱以上となる市町村とする。</p> <p>(4) 防災体制の確保等の観点 「周辺の市町村が連携することによってはじめて的確な防災体制がとれる地域については、防災体制等の観点からこれを配慮した地域とする。」こととし、その具体的な運用は以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広域防災体制の一体性(消防、水防、医療、ごみ処理、上水道など)</li> <li>・ 周囲を指定候補市町村に囲まれている市町村</li> </ul> <p>2 指定市町 広島市、呉市、竹原市、三原市、尾道市、福山市、府中市、大竹市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、府中町、海田町、熊野町、坂町、大崎上島町(17市町) ※ 1(1)、(2)、(4)のいずれかに該当</p>	<p>南海トラフ地震防災対策推進基本計画(平成26年3月中央防災会議作成)を踏まえ、津波災害等を防止・軽減するための避難計画等、地震防災対策に関する計画を作成し、その対策を推進する。</p> <p>1 指定市町村 南海トラフ地震防災対策推進計画の策定</p> <p>2 事業者 南海トラフ地震防災対策計画の策定</p>	<p>地震防災緊急事業五箇年計画に基づく対象事業</p> <p>次に掲げる施設等で、当該施設に関する主務大臣が定める基準に適合するもの(市町村事業を含む)</p> <p>避難地 避難路 消防用施設 他全19項目</p>